

警備業の要件に関する規則

〔昭和五八年一月一〇日国家公安委員会規則第一号〕

施行 昭五八・一・一五

改正 昭六一・六・二七国公委規則四、平四・二・二〇国公委規則三、六・一六国公委規則一五、平五・四・九国公委規則四、五・一二国公委規則八、六・一五国公委規則九、平七・五・二三国公委規則六、二六国公委規則七、平九・六・六国公委規則八、一〇・一国公委規則一、一二・一九国公委規則一二、平一〇・一〇・二〇国公委規則一四、平一一・一・一四国公委規則二、一〇・二六国公委規則一一、平一二・九・二一国公委規則一五、平一三・一二・二一国公委規則一六、平一五・三・七国公委規則二、八・二九国公委規則一三、一一・二七国公委規則一九、一二・二六国公委規則二〇、平一六・二・二七国公委規則三、三・三一国公委規則五、四・二八国公委規則一一、一二・二八国公委規則二五、平一七・七・一二国公委規則一四、九・三〇国公委規則一六、一一・一八国公委規則一七

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第三条第三号及び第四号の規定に基づき、警備業の要件に関する規則を次のように定める。

警備業の要件に関する規則

（重大な不正行為）

第一条 警備業法（以下「法」という。）第三条第三号の国家公安委員会規則で定める重大な不正行為は、次のとおりとする。

一 法第四十九条の規定に基づく処分に違反する行為

二 次に掲げる罪のいずれかに当たる違法な行為

ア 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八条、第百九条第一項、第百十条第一項、第百十二条、第百十七条第一項、第百十九条、第百二十条、第百二十五条から第百二十八条（第百二十四条第一項に係る部分を除く。）まで、第百四十六条、第百七十七条、第百七十八条（第百七十六条に係る部分を除く。）、第百七十九条（第百七十七条及び第百七十八条（第百七十六条に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）、第百八十一条（第百七十六条、第百七十八条（第百七十六条に係る部分に限る。以下同じ。）及び第百七十九条（第百七十六条及び第百七十八条に係る部分に限る。）を除く。）、第百九十九条、第二百三条（第百九十九条に係る部分に限る。）、第二百四条、第二百五条、第二百八条の二、第二百二十五条から第二百二十六条まで、第二百二十七条第二項若しくは第四項、第二百二十八条（第二百二十四条並びに第二百二十七条第一項及び第三項に係る部分を除く。）、第二百三十五条から第二百三十六条まで、第二百三十八条から第二百四十一条まで、第二百四十三条、第二百四十六条、第二百四十八条から第二百五十条（第二百四十七条に係る部分を除く。）まで、第二百五十三条又は第二百五十六条第二項に規定する罪

イ 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条、第二条又は第四条に規定する罪

ウ 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条の二第一項若しくは第二項又は第一条の三（刑法第二百四条に係る部分に限る。）に規定する罪

エ 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第二条から第四条までに規定する罪

オ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第百一条に規定する罪

カ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二百二条第一項に規定する罪

キ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項に規定する罪

ク 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第五十一条第一項又は第二項に規定する罪

ケ 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第一条又は第二条に規定する罪

コ 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和四十九年法律第八十七号）第一条から第五条までに規定する罪

サ 人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）第一条から第三条までに規定する罪

三 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第五条、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四十四条、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）第三条第一項若しくは第五条又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四条第一項の規定に違反する行為

〔本条改正・昭六一国公委規則四・平四国公委規則一五・平七国公委規則七・平一三国公委規則一六・平一六国公委規則五・平一七国公委規則一七〕

（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）

第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

一 爆発物取締罰則第一条から第三条までに規定する罪

二 商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百九十七条第二項から第四項までに規定する罪

- 三 刑法第九十五条、第九十六条の二、第九十六条の三第一項、第三百条、第三百四条、第三百五条の二、第三百七十五条、第三百七十七条、第三百七十八条の二（第三百七十七条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第三百七十九条（第三百七十七条及び第三百七十八条の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第三百八十一条第二項（第三百七十七条及び第三百七十九条に係る部分に限る。）若しくは第三項（第三百七十八条の二及び第三百七十九条に係る部分に限る。）、第三百八十五条から第三百八十七条まで、第三百九十九条、第二百一条、第二百三条（第三百九十九条に係る部分に限る。）、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）から第四項まで、第二百二十八条（第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百四十条及び第二百四十一条に係る部分に限る。）、第二百四十九条、第二百五十条（第二百四十九条に係る部分に限る。）又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪
- 四 暴力行為等処罰に関する法律に規定する罪
- 五 盗犯等の防止及び処分に関する法律第二条（刑法第二百三十六条及び第二百四十三条（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）に係る部分に限る。）、第三条（刑法第二百三十六条及び第二百四十三条に係る部分に限る。）又は第四条（刑法第二百三十六条に係る部分に限る。）に規定する罪
- 六 労働基準法第一百七十七条又は第一百八十八条第一項（第六条及び第五十六条に係る部分に限る。）に規定する罪
- 七 職業安定法第六十三条、第六十四条第一号、第一号の二（第三十条第一項、第三十二条の六第二項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第三十三条第一項に係る部分に限る。）、第四号、第五号若しくは第九号又は第六十六条第一号若しくは第三号に規定する罪
- 八 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項又は第二項（第三十四条第一項第四号の二、第五号、第七号及び第九号に係る部分に限る。）に規定する罪

- 九 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十八条第十一号、第十二号、第十四号、第十七号若しくは第十八号、第百九十八条の三の二、第百九十八条の五第一号（第二十八条の二（第六十五条の二第二項において準用する場合を除く。）、第六十六条の三、第八十二条、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三第一項及び第二項並びに第百五十六条の二十四第二項及び第三項に係る部分に限る。）、第二百条第十三号若しくは第十八号（第百六条の三第一項及び第四項並びに第百六条の十七第一項及び第三項に係る部分に限る。）、第二百五条第八号、第十号（第八十六条第二項に係る部分に限る。）若しくは第十二号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第二百五条の二第一号（第三十条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を除く。）及び第六十六条の六第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条第二項に係る部分に限る。）若しくは第八号又は第二百六条第二号（第百四十九条第二項前段及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第十号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）若しくは第十二号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪
- 十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第三項第四号（第二十二号第一号（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二号及び第三号（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第七号、第八号、第九号（第二十八条第十一項第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十号、第十二号（第三十一条の十三第二項第一号から第三号までに係る部分に限る。）又は第十三号に規定する罪
- 十一 大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪
- 十二 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三十条第三号又は第三十三条第二号に規定する罪
- 十三 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第十八条第二号又は第二十条第三号に規定する罪
- 十四 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四十七条第一項第一号若しくは第三号又は第五十条第一項第一号、第二号（第十一条第一項及び第三項（第十七条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第三号に規定する罪
- 十五 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十七条第三号又は第四号に規定する罪
- 十六 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第五十八条第一号から第四号まで又は第五十九条第二号（第二十一条に係る部分に限る。）、第四号若しくは第五号に規定する罪
- 十七 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第二十四条第二号又は第二十六条第三号に規定する罪

- 十八 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十四条第一号（第三条に係る部分に限る。）に規定する罪
- 十九 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三十四条第一号に規定する罪
- 二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二百三十九条第一号（第四条に係る部分に限る。）、第二百四十二条、第二百四十五条第二号、第二百四十七条第七号、第二百四十八条第一号（第十条の三第二項及び第百九十一条第一項に係る部分に限る。）、第二号若しくは第十七号又は第二百四十九条第四号に規定する罪
- 二十一 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二十七条第二号又は第二十九条第三号に規定する罪
- 二十二 覚せい〔、〕剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の三第一項第一号、第三号若しくは第四号、第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）若しくは第三項（同条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十一条の四第一項第三号から第五号まで、第二項（同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。）若しくは第三項（同条第一項第三号から第五号まで及び第二項（同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十一条の六、第四十一条の七、第四十一条の九から第四十一条の十一まで又は第四十一条の十三に規定する罪
- 二十三 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十三条第一項第一号、第二項（同条第一項第一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第三項（同条第一項第一号及び第二項に係る部分に限る。）に規定する罪
- 二十四 出入国管理及び難民認定法第七十四条から第七十四条の六まで、第七十四条の六の二第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第七十四条の六の三（第七十四条の六の二第一項第一号及び第二号並びに第二項に係る部分に限る。）又は第七十四条の八に規定する罪
- 二十五 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第七十九条第一号若しくは第二号、第八十二条第一号、第二号（第十二条第二項に係る部分に限る。）若しくは第三号又は第八十三条第一項第一号（第九条及び第五十三条（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪
- 二十六 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十六条第一項第一号、第五号若しくは第七号に規定する罪
- 二十七 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条から第六十五条まで、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪
- 二十八 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第三十一条又は第三十一条の二第一号若しくは第四号に規定する罪

- 二十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第五条に規定する罪
- 三十 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第六条、第七条第二項若しくは第三項（同条第二項に係る部分に限る。）、第八条第一項（第七条第二項に係る部分に限る。）又は第十条から第十三条までに規定する罪
- 三十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪
- 三十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二十五条第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号若しくは第十四号若しくは第二項（同条第一項第十四号に係る部分に限る。）、第二十六条第三号、第四号若しくは第六号（第二十五条第一項第十四号に係る部分に限る。）、第二十九条第一号又は第三十条第二号（第七条の二第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において準用する場合を含む。）、第九条第三項（第十五条の二の五第三項において準用する場合を含む。）及び第九条の七第二項（第十五条の四において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪
- 三十三 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第四十五条第一号、第四十七条第一号、第五十条第一号又は第五十一条第一号（第十二条第一項（第十三条の五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪
- 三十四 火災びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第二条又は第三条に規定する罪
- 三十五 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十一条に規定する罪
- 三十六 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第二号、第四十七条の二、第四十八条第五号又は第四十九条第二号若しくは第四号から第八号までに規定する罪
- 三十七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第五十九条第一号（第四条第一項に係る部分に限る。）から第三号まで若しくは第四号（第二十一条第一項に係る部分に限る。）、第六十条第一号又は第六十一条第一号若しくは第二号（十一条第一項及び第十九条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪
- 三十八 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八条第一号又は第五十一条第二号（第十八条第二項において準用する第十二条第二項に規定する申請書及び第十八条第二項において準用する第十二条第三項に規定する書類に係る部分を除く。）若しくは第三号（第十九条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

三十九 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪

- (1) 大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二に規定する罪に当たる行為をすること。
- (2) 覚せい〔、〕剤取締法第四十一条又は第四十一条の二に規定する罪に当たる行為をすること。
- (3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二若しくは第六十五条又は第六十六条（小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。

ロ 麻薬特例法第六条又は第七条に規定する罪

八 麻薬特例法第八条第一項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

- (1) イ又はホに掲げる罪
- (2) 大麻取締法第二十四条に規定する罪
- (3) 覚せい〔、〕剤取締法第四十一条に規定する罪
- (4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条又は第六十五条に規定する罪

二 麻薬特例法第八条第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

- (1) イ又はホに掲げる罪
- (2) 大麻取締法第二十四条の二に規定する罪
- (3) 覚せい〔、〕剤取締法第四十一条の二に規定する罪
- (4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二又は第六十六条に規定する罪

ホ 麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

- (1) イ又はロに掲げる罪
- (2) 大麻取締法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪
- (3) 覚せい〔、〕剤取締法第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の六、第四十一条の九又は第四十一条の十一に規定する罪
- (4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

四十 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第五十二条第一号若しくは第二号、第五十五条第一号又は第五十六条第一号若しくは第三号に規定する罪

- 四十一 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百三十二条第一号（第三条第一項に係る部分に限る。）、第三号若しくは第十二号（第三条第二項から第四項まで（これらの規定を第十一条第五項において準用する場合を除く。）及び第九条第二項（第百六十六条第二項において準用する場合を除く。）に係る部分に限る。）又は第二百三十三条第二号（第百五十条の四（第二百五十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する第百五十八条の規定による命令に係る部分を除く。）に規定する罪
- 四十二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十八号）附則第三条の規定により資産の流動化に関する法律第五編に規定する罪とみなされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百六十五条第一号若しくは第三号（第三条に係る部分に限る。）、第百六十七条第一号（第四条第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第百六十九条第一号（第九条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪
- 四十三 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第三十三条第一号若しくは第二号、第三十四条第一号若しくは第三号又は第三十五条第一号、第二号、第五号、第六号若しくは第八号に規定する罪
- 四十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第五条から第八条までに規定する罪
- 四十五 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪
- イ 組織的犯罪処罰法第三条第一項に規定する罪のうち、同項第一号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号に規定する罪に当たる行為に係る罪
 - ロ 組織的犯罪処罰法第三条第二項に規定する罪のうち、同条第一項第三号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号に規定する罪に係る罪
 - ハ 組織的犯罪処罰法第四条に規定する罪のうち、組織的犯罪処罰法第三条第一項第三号、第五号、第六号（刑法第二百五十五条の二第一項に係る部分に限る。）又は第十号に規定する罪に係る罪
 - ニ 組織的犯罪処罰法第六条、第七条又は第九条から第十一条までに規定する罪
- 四十六 著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第二十九条第一号若しくは第二号又は第三十二条第一号に規定する罪
- 四十七 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第百三十八条第四号若しくは第五号又は第百四十条第二号（第六十三条第一項及び第七十一条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十八 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第百十一条第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号若しくは第九号、第百十三条第一号、第二号、第八号から第十一号まで、第二十一号、第二十二号、第二十六号若しくは第三十一号、第百十四条第五号、第百十五条第二号又は第百十六条第一号、第三号、第六号、第八号（第七十一条第一項に係る部分に限る。）、第十号、第十二号（第九十条第一項に係る部分に限る。）若しくは第十四号に規定する罪

〔本条改正・平四国公委規則三・国公委規則一五・平五国公委規則四・国公委規則八・国公委規則九・平七国公委規則六・国公委規則七・平九国公委規則八・国公委規則一一・国公委規則一二・平一〇国公委規則一四・平一一国公委規則二・国公委規則一一・平一二国公委規則一五・平一三国委規則一六・平一五国公委規則一三・国公委規則一九・国公委規則二〇・平一六国公委規則三・国公委規則一一・国公委規則二五・平一七国公委規則一四・国公委規則一六〕

(心身の障害により業務を適正に行うことができない者)

第三条 法第三条第七号の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2 法第四十二条第三項において読み替えて準用する法第二十二条第四項第二号の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により機械警備業務管理者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

〔本条追加・平一五国公委規則二、二項改正・平一七国公委規則一七〕

附 則

この規則は、警備業法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第六十七号）の施行の日（昭和五十八年一月十五日）から施行する。
